

# 都道府県市町村体育・スポーツ協会は、 どのような準備・対応をすべきか

- 宣言
  1. スポーツ団体運営の基本理念⇒ルール遵守、フェアプレイ
  2. ガバナンスの確立⇒スポーツ団体の構成員による団体の運営システム
- 体制整備=ガバナンスのシステムの構築
  1. 運営全般
  2. 会議体運営
  3. 具体的業務運営
  4. 会計処理
  5. 懲罰、紛争解決
  6. 情報公開
  7. インテグリティ（高潔性）
  8. 危機管理
- 教育・研鑽体制
- チェック体制

1

## 不祥事の申告者を保護する制度 相談窓口の設置

1. 全柔連女子代表監督の不祥事を契機とした相談窓口
  1. 日本スポーツ協会
  2. 日本オリンピック委員会
  3. 日本スポーツ振興センター
2. 競技団体独自の相談窓口
  1. 中立性・公平性・独立性
  2. 秘密保持
  3. 相談担当者の能力 相談に応じて適切な対応ができる能力
  4. 相談後の調査機関への引継

2

## 相談窓口設置は人的・財政的に困難! どうするか?

- 一つの自治体では負担が大きい事業についての制度を参考に
- 一部事務組合(地方自治法地方自治法284条2項) 隣接する中・小規模な市町村が消防・ゴミ処理・火葬場等の運営を行なうために設けることが多い
- (1)都道府県単位で、(2)競技の枠を越えて「相談窓口」、「調査機関」(刑事事件で言えば警察・検察)を設置する。
- 「処分機関」は、各競技団体によって異なるため、現時点では、調査結果を各競技団体に送るまでとなる。

3

## 不祥事に対処するチェックポイント

1. 不祥事案の覚知
2. **不祥事案の調査**
3. 被処分者への弁明の機会の付与
4. 規則に則った処分
  1. 処分権限ある機関による決定
  2. 決定機関の中立性・独立性・公平性の確保
  3. 適性な審理手続
  4. 決定の通知
5. 内容が相当である処分(平等原則・比例原則)

4

## 不祥事案の調査方法の チェックポイント

1. 必要な視点 ⇒ **迅速性** and **正確性**
2. 調査の**主体**(公平性・中立性・独立性/第三者委員会)
3. **客観的な資料**(書類/写真/診断書)の収集
4. **供述資料**(関係者からのヒアリング)の収集
  1. 調査の場所・時間
  2. 調査の手段(事前連絡/電話聞き取り/面談)
  3. 被聴取者の特性への配慮(セクシャルハラスメント or 未成年者事案)
  4. 必要な関係者からのヒアリングが欠けていないか
  5. 証拠化

5

## 規程の整備と組織の整備前に 不祥事対応をしなければならない時は

- ▶ ポイントは、専門家の助言を得ること。「生兵法は大怪我のもと」。
- ▶ 被処分者が、処分を受け入れる姿勢の事案
  - ⇒この見通しが正確ならば、従前の処分手続を踏襲して、瑕疵があったとしても争われないので問題は顕在化しない
- ▶ 被処分者が処分を争う可能性がある事案
  - ⇒ 「転ばぬ先の杖」 法的なサポートを受ける。
  - ⇒ 第三者委員会等を臨時的に設置

6